

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 定員１人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表２－１又は別表２－２に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条第１項第４号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表２－３に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （ウ）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表２－４又は別表２－５に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （エ）地震防災対策特別措置法第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表２－４又は別表２－５に掲げる定員１人当たり基準単価に定員を乗じて得た額	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)

を基準額とする。

イ 一部改築及び拡張

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり51,600,000円を基準額とする。

ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり57,300,000円を基準額とする。

耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「51,600,000」を「68,400,000」、「57,300,000」を「76,000,000」とそれぞれ読み

	替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条第１項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第１項第３号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して０．０８を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	○ 1 施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表 3-1 又は別表 3-2 に掲げる 1 施設あたり基準単価（多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価）を基準額とする。 (イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 (オ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3-8 又は別表 3-9 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3-8 又は別表 3-9 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。 (キ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)

	諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1－3

算 定 基 準

(別表 1－1、別表 1－2 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	5,960,000
		標準	5,680,000
		初度設備加算	87,000
	個室整備加算	都市部	417,000
		標準	397,000
更生施設	本体	都市部	5,960,000
		標準	5,680,000
		初度設備加算	87,000
	個室整備加算	都市部	417,000
		標準	397,000
授産施設		都市部	2,580,000
		標準	2,460,000
		初度設備加算	87,000
宿所提供施設		都市部	2,050,000
		標準	1,950,000
		初度設備加算	87,000
社会事業授産施設		都市部	2,580,000
		標準	2,460,000
		初度設備加算	87,000
日常生活支援住居施設		都市部	2,050,000
		標準	1,950,000
		初度設備加算	87,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策
緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000
宿所提供施設	都市部	2,780,000
	標準	2,650,000
社会事業授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	6,620,000
		標準	6,310,000
		初度設備加算	97,000
	個室整備加算	都市部	463,000
		標準	441,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	9,060,000
	標準	8,640,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 木造施設の改築として行う場合に限る。

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人 ～ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人 ～100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人 ～120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	44,400,000
			標準	42,300,000
		21人 ～ 40人	都市部	89,400,000
			標準	85,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	149,400,000
			標準	142,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	210,500,000
			標準	200,500,000
		81人 ～100人	都市部	270,300,000
			標準	257,500,000
		101人 ～120人	都市部	331,500,000
			標準	315,700,000
		121人以上	都市部	391,500,000
			標準	372,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
短期入所整備加算		都市部	11,500,000	
		標準	11,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,400,000	
		標準	12,800,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
避難スペース整備加算		都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	

別表3-1

療養介護	本体	利用定員　20人	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人　～ 40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人　～ 60人	都市部	334,500,000
			標準	318,600,000
		61人　～ 80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人　～100人	都市部	605,800,000
			標準	577,000,000
		101人　～120人	都市部	740,700,000
			標準	705,400,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000	
		標準	132,900,000	
	短期入所整備加算	都市部	11,500,000	
		標準	11,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000	
		標準	12,800,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	26,100,000
			標準	24,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,070,000
			標準	1,980,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
		標準	6,060,000	
	避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
		標準	35,100,000	

別表3-1

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	99,900,000
			標準	95,200,000
		21人 ～ 40人	都市部	200,700,000
			標準	191,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		61人 ～ 80人	都市部	470,900,000
			標準	448,500,000
		81人 ～100人	都市部	605,900,000
			標準	577,100,000
		101人 ～120人	都市部	740,700,000
			標準	705,500,000
		121人以上	都市部	875,700,000
			標準	834,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
			標準	40,400,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000
			標準	132,900,000
		短期入所整備加算	都市部	11,500,000
			標準	11,000,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000
			標準	12,800,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000
			標準	9,150,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000
			標準	6,060,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	20,500,000
			標準	19,500,000
		避難スペース整備加算	都市部	36,900,000
			標準	35,100,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	54,900,000
			標準	52,400,000
		21人 ～ 40人	都市部	110,700,000
			標準	105,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	184,900,000
			標準	176,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	259,600,000
			標準	247,300,000
		81人 ～100人	都市部	334,600,000
			標準	318,700,000
		101人 ～120人	都市部	408,600,000
			標準	389,100,000
		121人以上	都市部	483,600,000
			標準	460,600,000

就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000
	標準	40,400,000
	都市部	139,500,000
	標準	132,900,000
	都市部	11,500,000
	標準	11,000,000
	都市部	13,400,000
	標準	12,800,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,600,000
	標準	9,150,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	6,360,000
	標準	6,060,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	36,900,000
	標準	35,100,000
避難スペース整備加算	都市部	27,600,000
	標準	26,300,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	14,000,000
	標準	13,400,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	9,600,000
	標準	9,150,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	6,360,000
	標準	6,060,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	36,900,000
	標準	35,100,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	14,000,000
	標準	13,400,000
補装具製作施設	都市部	173,000,000
	標準	164,800,000
盲導犬訓練施設	都市部	47,500,000
	標準	45,300,000
点字図書館	都市部	64,100,000
	標準	61,100,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	
	標準	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	245,200,000
			標準	233,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	344,500,000
			標準	328,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	444,000,000
			標準	422,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	542,300,000
			標準	516,500,000
		121人 ~	都市部	641,400,000
			標準	610,900,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	118,700,000
			標準	113,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	198,300,000
			標準	188,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	279,100,000
			標準	265,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	358,700,000
			標準	341,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	439,800,000
			標準	418,800,000
		121人 ~	都市部	519,200,000
			標準	494,500,000
	就労・訓練事業等整備加算			都市部 56,200,000
				標準 53,600,000
	短期入所整備加算			都市部 12,700,000
				標準 12,100,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部 17,600,000
				標準 16,800,000

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	266,500,000
			標準	253,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	444,000,000
			標準	422,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	624,500,000
			標準	594,800,000
		81人 ～ 100人	都市部	803,400,000
			標準	765,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	982,600,000
			標準	935,900,000
		121人 ～	都市部	1,161,300,000
			標準	1,106,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,200,000
			標準	53,600,000

短期入所整備加算	都市部	12,700,000
	標準	12,100,000

発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000
	標準	16,800,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	147,100,000	
			標準	140,100,000	
		41人 ~ 60人	都市部	245,100,000	
			標準	233,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部	344,500,000	
			標準	328,200,000	
		81人 ~ 100人	都市部	443,800,000	
			標準	422,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	542,200,000	
			標準	516,400,000	
		121人 ~	都市部	641,400,000	
			標準	610,800,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	118,600,000
				標準	113,000,000
			41人 ~ 60人	都市部	198,200,000
				標準	188,800,000
	61人 ~ 80人		都市部	279,000,000	
			標準	265,800,000	
	81人 ~ 100人		都市部	358,700,000	
			標準	341,700,000	
	101人 ~ 120人		都市部	439,500,000	
			標準	418,600,000	
	121人 ~		都市部	519,000,000	
			標準	494,400,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000		
		標準	53,500,000		
	短期入所整備加算	都市部	12,700,000		
		標準	12,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000			
	標準	16,800,000			

別表3-3

療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	266,900,000
			標準	254,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	625,700,000
			標準	595,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	805,200,000
			標準	766,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	984,900,000
			標準	938,100,000
		121人以上	都市部	1,164,300,000
			標準	1,108,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000
			標準	53,400,000
共同生活援助	短期入所整備加算	就労・訓練事業等整備加算	都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000
			標準	16,800,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	35,000,000
			標準	33,300,000
		短期入所整備加算	都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
		利用定員 40人以下	都市部	266,400,000
			標準	253,800,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	41人 ~ 60人	都市部	443,800,000
			標準	422,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	624,400,000
			標準	594,700,000
		81人 ~ 100人	都市部	803,400,000
			標準	765,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	982,500,000
			標準	935,700,000
		121人 ~	都市部	1,161,300,000
			標準	1,106,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000
			標準	53,500,000
		短期入所整備加算	都市部	12,700,000
			標準	12,100,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

別表3-3

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	147,500,000
			標準	140,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	245,700,000
			標準	234,000,000
		61人 ～ 80人	都市部	345,300,000
			標準	328,900,000
		81人 ～100人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		101人 ～120人	都市部	543,600,000
			標準	517,700,000
		121人以上	都市部	643,200,000
			標準	612,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000
			標準	53,400,000
		短期入所整備加算	都市部	15,300,000
			標準	14,700,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000
			標準	16,800,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	61,000,000			
			標準	58,200,000			
		21人 ～ 40人	都市部	123,000,000			
			標準	117,200,000			
		41人 ～ 60人	都市部	205,500,000			
			標準	195,700,000			
		61人 ～ 80人	都市部	288,500,000			
			標準	274,800,000			
		81人 ～100人	都市部	371,800,000			
			標準	354,100,000			
		101人 ～120人	都市部	454,000,000			
			標準	432,400,000			
		121人以上	都市部	537,400,000			
			標準	511,800,000			
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,300,000		
				標準	47,000,000		
	21人 ～ 40人		都市部	99,300,000			
			標準	94,600,000			
	41人 ～ 60人		都市部	166,000,000			
			標準	158,100,000			
	61人 ～ 80人		都市部	233,900,000			
			標準	222,800,000			
	81人 ～100人		都市部	300,400,000			
			標準	286,100,000			
	101人 ～120人		都市部	368,300,000			
			標準	350,800,000			
	121人以上		都市部	435,000,000			
			標準	414,400,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	47,000,000		
				標準	44,900,000		
	大規模生産設備等整備加算			都市部	155,000,000		
				標準	147,700,000		
	短期入所整備加算			都市部	12,800,000		
				標準	12,200,000		
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,900,000		
				標準	14,200,000		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	10,600,000		
				標準	10,100,000		
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,000,000		
				標準	6,700,000		
	避難スペース整備加算			都市部	41,000,000		
				標準	39,000,000		

障害児入所施設 (主として知的障害のある 児童を入所させるものに限 る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	111,000,000
			標準	105,800,000
		21人 ～ 40人	都市部	223,000,000
			標準	212,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	523,200,000
			標準	498,300,000
		81人 ～100人	都市部	673,200,000
			標準	641,200,000
		101人 ～120人	都市部	823,000,000
			標準	783,900,000
		121人以上	都市部	973,000,000
			標準	926,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,000,000
			標準	44,900,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
		短期入所整備加算	都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,900,000
			標準	14,200,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支 援整備加算	都市部	10,600,000
			標準	10,100,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部	7,000,000
			標準	6,700,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	22,800,000
			標準	21,700,000
		避難スペース整備加算	都市部	41,000,000
			標準	39,000,000
障害児入所施設 (主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項 に規定する重症心身障害 児をいう)を入所させるもの に限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	119,900,000
			標準	114,300,000
		21人 ～ 40人	都市部	240,900,000
			標準	229,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	401,500,000
			標準	382,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	565,100,000
			標準	538,200,000
		81人 ～100人	都市部	727,100,000
			標準	692,500,000
		101人 ～120人	都市部	888,900,000
			標準	846,600,000
		121人以上	都市部	1,050,800,000
			標準	1,000,800,000

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	50,800,000
		標準	48,500,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	167,400,000
		標準	159,500,000
	短期入所整備加算	都市部	13,800,000
		標準	13,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	11,500,000
		標準	10,900,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,600,000
		標準	7,200,000
	小規模グループケア整備加算	都市部	24,600,000
		標準	23,400,000
	避難スペース整備加算	都市部	44,200,000
		標準	42,200,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部	30,600,000
		標準	29,200,000
補装具製作施設		都市部	15,500,000
		標準	14,900,000
点字図書館		都市部	52,800,000
		標準	50,300,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	71,200,000
		標準	67,900,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	163,500,000
			標準	155,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	272,500,000
			標準	259,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	382,800,000
			標準	364,600,000
		81人 ~ 100人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	602,500,000
			標準	573,900,000
		121人 ~	都市部	712,700,000
			標準	678,800,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	131,900,000
			標準	125,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	220,300,000
			標準	209,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	310,100,000
			標準	295,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	398,500,000
			標準	379,600,000
		101人 ~ 120人	都市部	488,600,000
			標準	465,400,000
		121人 ~	都市部	576,900,000
			標準	549,500,000
	就労・訓練事業等整備加算			都市部 62,500,000
				標準 59,500,000
	短期入所整備加算			都市部 14,100,000
				標準 13,500,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部 19,500,000
				標準 18,600,000

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	296,100,000
			標準	282,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	693,900,000
			標準	660,900,000
		81人 ～ 100人	都市部	892,700,000
			標準	850,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,091,800,000
			標準	1,039,900,000
		121人 ～	都市部	1,290,400,000
			標準	1,229,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
		短期入所整備加算	都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(公害防止対策事業として行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	106,600,000
			標準	101,600,000
		21人 ～ 40人	都市部	214,100,000
			標準	204,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000
		61人 ～ 80人	都市部	502,300,000
			標準	478,400,000
		81人 ～100人	都市部	646,300,000
			標準	615,600,000
		101人 ～120人	都市部	790,100,000
			標準	752,500,000
		121人 以上	都市部	934,000,000
			標準	889,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	148,800,000
			標準	141,800,000
		短期入所整備加算	都市部	12,300,000
			標準	11,700,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000
			標準	13,600,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,200,000
			標準	9,700,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,700,000
			標準	6,400,000
		小規模グループケア整備加算	都市部	21,900,000
			標準	20,800,000
		避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
			標準	37,500,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	58,600,000
			標準	55,900,000
		21人 ～ 40人	都市部	118,100,000
			標準	112,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	197,200,000
			標準	187,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	276,900,000
			標準	263,800,000
		81人 ～100人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000
		101人 ～120人	都市部	435,800,000
			標準	415,100,000
		121人 以上	都市部	515,900,000
			標準	491,300,000

就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000
	標準	43,100,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	148,800,000
	標準	141,800,000
短期入所整備加算	都市部	12,300,000
	標準	11,700,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000
	標準	13,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,200,000
	標準	9,700,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,700,000
	標準	6,400,000
避難スペース整備加算	都市部	39,300,000
	標準	37,500,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	284,300,000
			標準	270,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	473,600,000
			標準	451,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	666,100,000
			標準	634,400,000
		81人 ～100人	都市部	857,000,000
			標準	816,200,000
		101人 ～120人	都市部	1,048,100,000
			標準	998,300,000
		121人 以上	都市部	1,238,800,000
			標準	1,179,800,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	60,000,000	
		標準	57,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	13,600,000	
		標準	12,900,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,800,000	
		標準	17,900,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	61,000,000	
			標準	58,200,000	
		21人 ～ 40人	都市部	123,000,000	
			標準	117,200,000	
		41人 ～ 60人	都市部	205,500,000	
			標準	195,700,000	
		61人 ～ 80人	都市部	288,500,000	
			標準	274,800,000	
		81人 ～100人	都市部	371,800,000	
			標準	354,100,000	
		101人 ～ 120人	都市部	454,000,000	
			標準	432,400,000	
		121人 以上	都市部	537,400,000	
			標準	511,800,000	
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,300,000
				標準	47,000,000
			21人 ～ 40人	都市部	99,300,000
				標準	94,600,000
	41人 ～ 60人		都市部	166,000,000	
			標準	158,100,000	
	61人 ～ 80人		都市部	233,900,000	
			標準	222,800,000	
	81人 ～100人		都市部	300,400,000	
			標準	286,100,000	
	101人 ～ 120人		都市部	368,300,000	
			標準	350,800,000	
	121人 以上		都市部	435,000,000	
			標準	414,400,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000	
			標準	44,900,000	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000	
			標準	147,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000	
			標準	12,200,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000	
			標準	14,200,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,600,000	
			標準	10,100,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,000,000	
			標準	6,700,000	
	避難スペース整備加算		都市部	41,000,000	
			標準	39,000,000	

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	111,000,000
			標準	105,800,000
		21人 ～ 40人	都市部	223,000,000
			標準	212,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	371,800,000
			標準	354,100,000
		61人 ～ 80人	都市部	523,200,000
			標準	498,300,000
		81人 ～ 100人	都市部	673,200,000
			標準	641,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	823,000,000
			標準	783,900,000
		121人 以上	都市部	973,000,000
			標準	926,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,000,000
			標準	44,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	155,000,000
			標準	147,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,800,000
			標準	12,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,900,000
			標準	14,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,600,000
			標準	10,100,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,000,000
			標準	6,700,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	22,800,000
			標準	21,700,000
	避難スペース整備加算		都市部	41,000,000
			標準	39,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	163,500,000	
			標準	155,700,000	
		41人 ～ 60人	都市部	272,500,000	
			標準	259,500,000	
		61人 ～ 80人	都市部	382,800,000	
			標準	364,600,000	
		81人 ～100人	都市部	493,300,000	
			標準	469,900,000	
		101人 ～ 120人	都市部	602,500,000	
			標準	573,900,000	
		121人 以上	都市部	712,700,000	
			標準	678,800,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	131,900,000
				標準	125,600,000
	41人 ～ 60人		都市部	220,300,000	
			標準	209,900,000	
	61人 ～ 80人		都市部	310,100,000	
			標準	295,400,000	
	81人 ～100人		都市部	398,500,000	
			標準	379,600,000	
	101人 ～ 120人		都市部	488,600,000	
			標準	465,400,000	
	121人 以上		都市部	576,900,000	
			標準	549,500,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000	
			標準	59,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	14,100,000		
		標準	13,500,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,500,000			
	標準	18,600,000			

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	296,100,000
			標準	282,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	493,300,000
			標準	469,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	693,900,000
			標準	660,900,000
		81人 ～ 100人	都市部	892,700,000
			標準	850,200,000
		101人 ～ 120人	都市部	1,091,800,000
			標準	1,039,900,000
		121人 以上	都市部	1,290,400,000
			標準	1,229,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	62,500,000
			標準	59,500,000
		短期入所整備加算	都市部	14,100,000
			標準	13,500,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,500,000
			標準	18,600,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別表 4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1種目	2基準額	3対象経費						
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 <table><tr><td>鉄筋</td><td>厚生労働大臣が必要と認めた額</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>厚生労働大臣が必要と認めた額</td></tr><tr><td>木造</td><td>厚生労働大臣が必要と認めた額</td></tr></table>	鉄筋	厚生労働大臣が必要と認めた額	ブロック	厚生労働大臣が必要と認めた額	木造	厚生労働大臣が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
鉄筋	厚生労働大臣が必要と認めた額							
ブロック	厚生労働大臣が必要と認めた額							
木造	厚生労働大臣が必要と認めた額							
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費						